

発議第2号

別紙のとおり原発震災防止のために最悪の事態を想定した抜本対策を求める意見書を提出するものとする。

平成23年3月18日提出

発議者 三島市議会全議員

原発震災防止のために最悪の事態を想定した抜本対策を求める意見書（案）

マグニチュード8クラスの大地震が明日起きても不思議でないといわれてきた東海地震もすでに30年以上が経過する中、政府はこれまで大規模地震対策特別措置法を制定し、来るべき巨大地震への備えを講じてきた。

ところが図らずも3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、福島第1原子力発電所及び第2原子力発電所の原子炉は緊急停止したものの、津波により炉心を冷却する装置が故障し、炉心溶融と水素爆発を起こした。半径30km以内の住民が避難したが、放射能が放出されたことで被ばくした住民が確認され、国民は大きな衝撃を受けている。

その一方、静岡県には大規模地震対策地域のご真ん中に、3、4、5号機、総出力361.7万kwの浜岡原子力発電所が稼働している。

これらの原子力発電所は、その耐震性において国の審査を通過して建設されたものだが、地震大国日本では多くの市民がその耐震性に不安を抱えている。

平成19年の新潟県中越沖地震は、マグニチュード6.8という地震でありながら、柏崎刈羽原子力発電所では設計時の基準値450ガルを超える680ガルを記録している。マグニチュード8以上が予想される東海地震時の最大加速度を建設時基準値の600ガルから800ガルと設定した浜岡原子力発電所の改造計画も、今回の大震災で記録したマグニチュード9.0という巨大な地震を見ると、浜岡原子力発電所の安全基準が根拠のあるものかという不安が増大している。

さらに東海地震の震源域の上に建設されたとされる浜岡原子力発電所に津波の被害も加わることになれば、とてつもない脅威を感じざるを得ない。

地震と津波で被災し余震におびえるまちで、放射能漏れへの対応もしなければならぬとなると三重の苦しみである。原子力発電所の建設を許可し、その耐震性を妥当としてきた国や静岡県にとっては、今回の事故を契機に改めて耐震安全性を見直すことが喫緊の課題である。

よって、国及び静岡県においては、以下のとおり原発の安全性を確保するよう強く要望する。

記

- 1 原子炉施設の耐震指針の改定に伴い、想定を超える地震動による苛酷事故のリスクを認めていたが、事故防災対策の中に地震・津波による事故想定がなかった。早急に中央防災会議が議論の対象として原発震災を取り上げ、「大規模地震対策特別措置法」の対象として原子力発電所を位置づけること。
 - 2 原発震災を未然に防止するため、今回の大震災を踏まえて巨大地震が想定されている地域にある浜岡原子力発電所の安全性に対しては、徹底した地質及び原子炉の調査を実施するとともに、最悪の事態を想定した抜本対策を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月18日

三 島 市 議 会

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
経 済 産 業 大 臣 様
原 子 力 安 全 委 員 会 委 員 長 様
静 岡 県 知 事 様